

# 山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン

平成29年3月

山 梨 県

## 目 次

I	はじめに	・・・	2
II	ビジョンの位置づけと対象期間	・・・	3
III	本県の産業廃棄物を巡る状況	・・・	4
IV	産業廃棄物に関する施策の今後の方向性	・・・	12
V	ビジョンの推進	・・・	15
VI	資料	・・・	16
	・ 山梨県産業廃棄物適正処理検討会議について		
	・ 再生利用困難物の再生利用の促進方策の考え方		
	・ 委員名簿		

## I はじめに

本県では、全国的に産業廃棄物最終処分場のひっ迫が著しく強まる中、平成5年9月に県内5地域において管理型廃棄物最終処分場を整備することなどを内容とする「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」を策定し、本方針に基づき、北杜市明野町において最終処分場の整備を進めた結果、平成21年5月に本県初の公共関与による管理型廃棄物最終処分場である山梨県環境整備センターが操業を開始しました。

しかしながら、各種リサイクル法制の整備等に伴い、事業者の排出抑制や再生利用の取り組みが大幅に進展するなど、廃棄物を取り巻く環境に大きな変化がみられることなどを踏まえ、平成23年5月に、同センターに続く公共関与による産業廃棄物最終処分場の設置については、当面、その整備を凍結することとしました。

更に、その後、平成25年12月には同センターが廃棄物の埋め立てを終了することとなり、現在、本県では、産業廃棄物の最終処分のほとんどを県外に依存する状況にあります。

一方、本県では平成17年3月に、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する事項を盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」が制定され、これを機に、産業廃棄物に関しては、多量排出事業者排出抑制推進事業（トライ産廃スリム事業）の実施等を通じて、排出抑制や再生利用に向けた事業者の主体的な取り組みを推進し、その結果、再生利用率が向上する等の成果が現れてきています。

しかしながら、県内では、リニア中央新幹線や中部横断自動車道の建設など大規模プロジェクトの実施等に伴い、産業廃棄物排出量の増加が見込まれており、前述した最終処分場の状況等を踏まえると、最終処分量の一層の削減に向けて、今後、更に産業廃棄物の排出抑制や再生利用を促進していくことが重要となります。

このため、産業廃棄物の排出量等の動向を把握する目的で実施している産業廃棄物実態調査の結果に加え、平成27年度に県内の排出事業者等を対象にアンケート調査を実施し、県内における産業廃棄物処理を巡る現状を把握するとともに、産業廃棄物に関する有識者や市町村の代表等で構成する産業廃棄物適正処理検討会議を設置し、本県における産業廃棄物の適正処理を推進していくための方策について検討を行っていただきました。

本ビジョンは、こうした産業廃棄物処理の現状とこれをもとにした検討会議の提言を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を明らかにするものであり、本ビジョンに基づく施策・事業の具体化を図り、県民の皆様の御理解のもと、より一層の産業廃棄物適正処理の確保に向けて、排出事業者や廃棄物処理業者の主体的な取り組みを促し、支援していくこととします。

## Ⅱ ビジョンの位置づけと対象期間

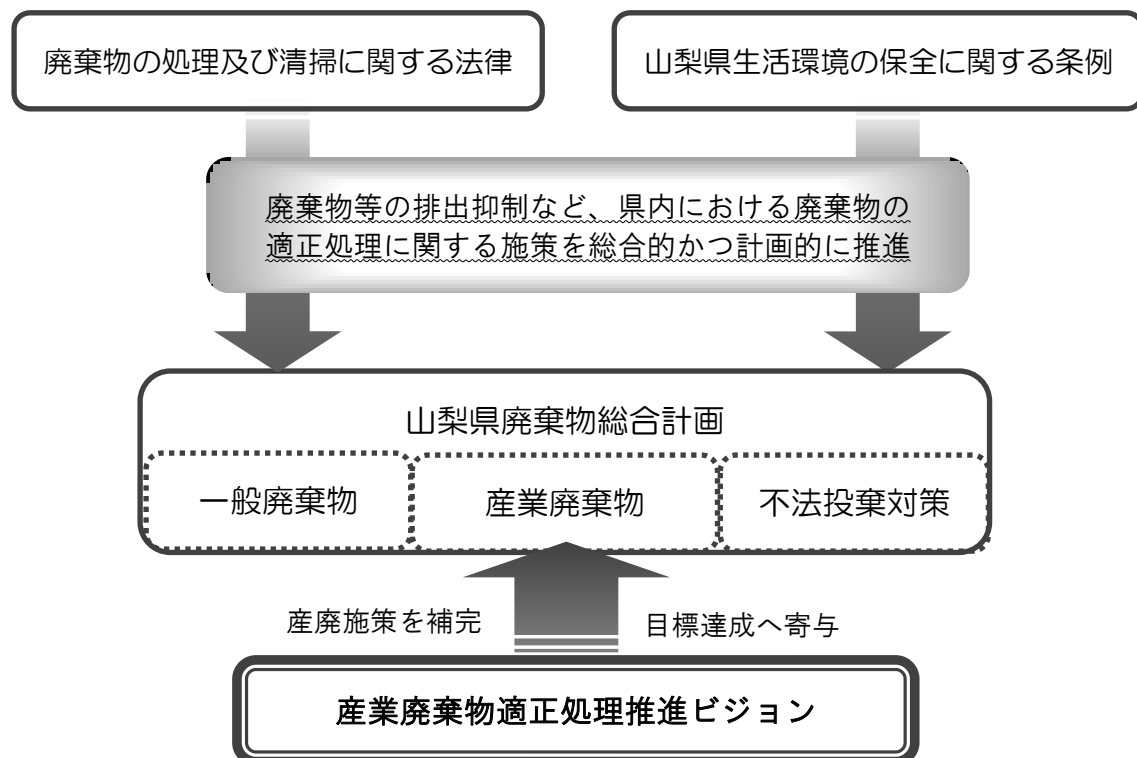
本ビジョンは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定される山梨県廃棄物総合計画における産業廃棄物に関する施策を補完するものであり、同計画に掲げた目標の達成に資することを目的とするものです。

現在、本県では、リニア中央新幹線や中部横断自動車道の建設など大規模プロジェクトが進行しており、今後、東京圏、中京圏、大阪圏との飛躍的なアクセス向上に伴い、本県を取り巻く社会的・経済的な環境が大きく変貌することが見込まれています。

これを踏まえ、東京・名古屋間でリニア中央新幹線の開業が予定される平成39年を念頭に、平成29年度から概ね10年間程度を想定して、本ビジョンに基づく取り組みを推進することとします。

なお、この期間中において、産業廃棄物を取り巻く環境が著しく大きく変化することが見込まれる場合にあっては、必要に応じて、適切に本ビジョンの見直しを図ることとします。

<図1 ビジョンの位置づけ>



### Ⅲ 本県の産業廃棄物を巡る状況

#### 1. 産業廃棄物の排出量等の状況

(全国の状況)

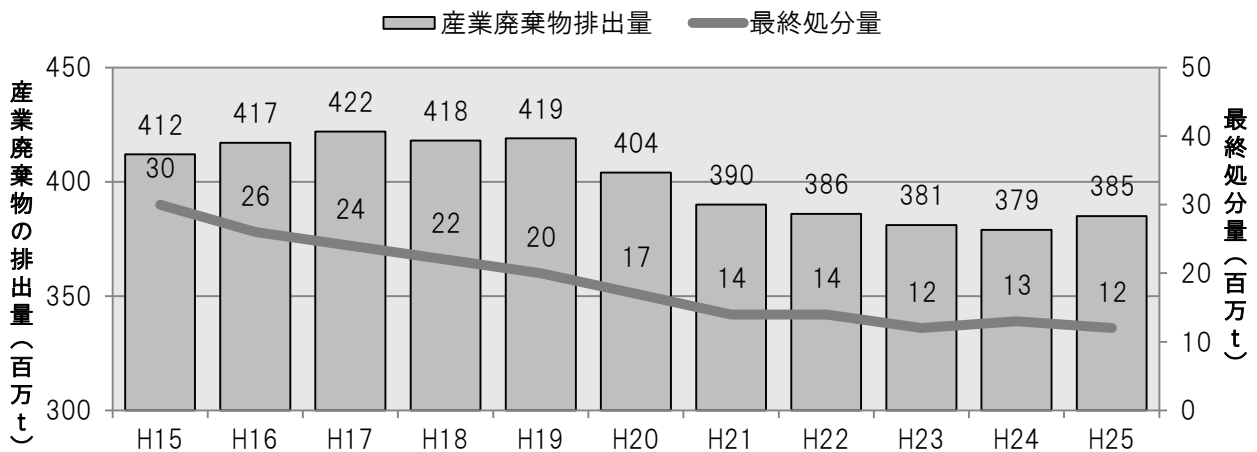
全国の産業廃棄物の排出状況等を平成15年度以降で見ると、排出量については平成17年度の約4.2億トンピークに減少する傾向にあり、平成25年度には約3.8億トンとなっています。

また、最終処分量については、リサイクルの進展により更に削減が進んでおり、平成15年度の約3,000万トンから平成25年度には約1,200万トンへと半分以下に減少しています。

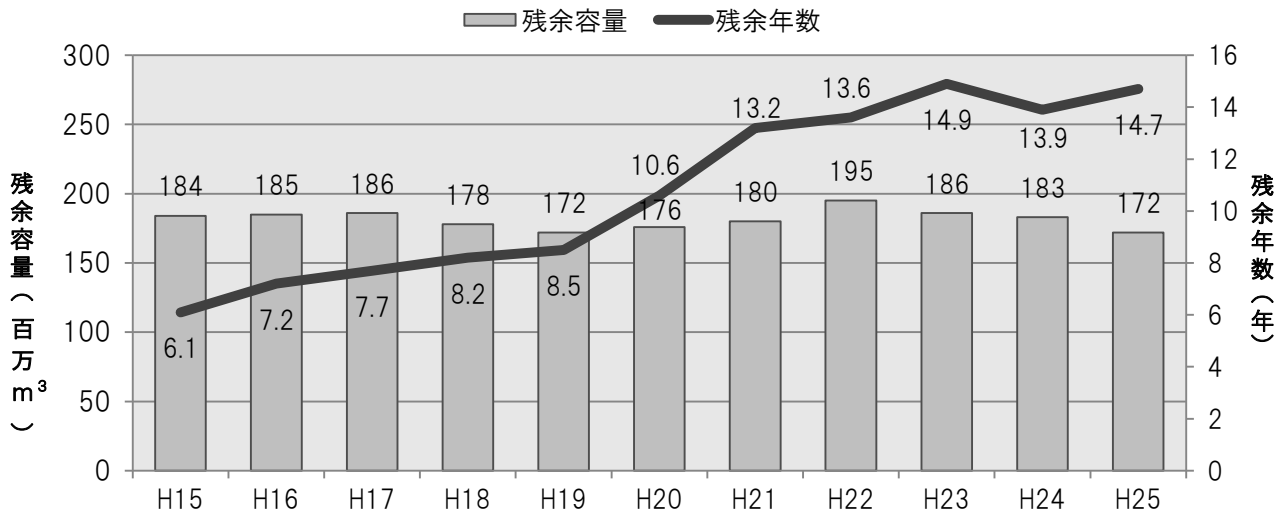
一方、産業廃棄物最終処分場については、全国で埋立が可能な容量(残余容量)は1.8億 $m^3$ 前後で推移していますが、埋立が可能な年数(残余年数)は、最終処分量の大幅な減少を反映して、平成15年度の約6.1年から、平成25年度には約2.4倍の約14.7年と大きく伸びており、最終処分場のひっ迫状況は引き続き緩和の傾向にあります。

※ 残余年数 = 残余容量 / 最終処分量 (tと $m^3$ の換算比を1とする)

<図2 産業廃棄物排出量および最終処分量の推移>

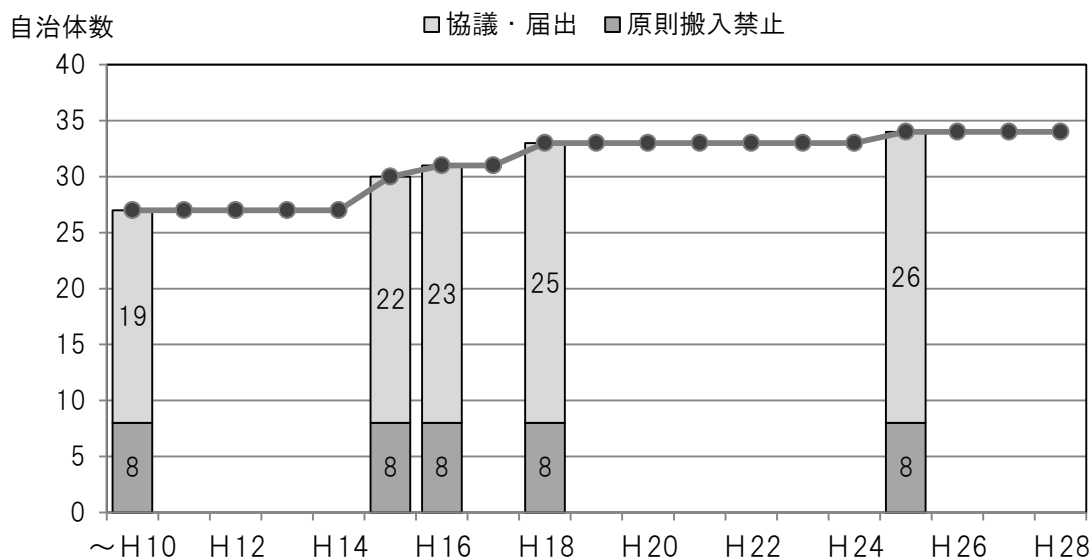


<図3 産業廃棄物最終処分場の残余容量等の推移>



また、本県が平成28年11月に全国都道府県に対して実施した調査では、最終処分のための廃棄物搬入について事前協議等を求めている都道府県は34自治体で、10年前に比べ1自治体が増加しましたが、原則搬入禁止の自治体数に変動はありません。

＜図4 域外からの産業廃棄物搬入に係る事前協議制度等の推移＞



平成28年11月 山梨県のアンケート調査結果等による

（県内の状況）

県内の産業廃棄物の排出量は、全国比で0.4%程度の約1,600千トン前後で推移していますが、平成25年度は景気対策による公共事業の増加や大規模な建設プロジェクトなどの影響で、5年前に比べて微増しました。

一方、再生利用率は平成25年度には10年前に比べて7ポイント程度増の約50%となっており、これに伴い最終処分量も減少しています。特に処理業者への委託による最終処分量は、平成15年度の約50千トンから平成25年度には約18千トンにまで減少しています。

＜表1 山梨県で排出される産業廃棄物の推移＞

単位：千t

	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度
排出量	1,572	1,713	1,571	1,611
再生利用量 (再生利用率)	499 (31.7%)	740 (43.2%)	668 (42.5%)	804 (49.9%)
減量化量	718	740	751	647
最終処分量 (委託処分量)	340 (73)	224 (50)	144 (24)	154 (18)

※：農業分野の廃棄物を除く

## 2. 県内における産業廃棄物処理の現状と課題

### (1) 県内における産業廃棄物処理の現状

本県では、県内における産業廃棄物処理を巡る現状を把握するため、平成27年度に、県内の排出事業者や廃棄物処理業者、廃棄物処理施設の周辺地域の住民の方々を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象ごとのアンケート調査結果の概要は次のとおりですが、総括すれば、排出抑制に取り組んでおらず、かつ今後も取り組む予定のない排出事業者がなお一定程度存在し、また、鉱業汚泥など再生利用が進まない産業廃棄物の処理に苦慮している状況があります。

一方、再生利用等、適正処理を促進するためには、地域住民の理解と協力のもとに適正な産業廃棄物処理施設の確保が必要になりますが、地域住民からは安全性の担保や、分かりやすい情報提供等が求められています。

#### ① 排出事業者

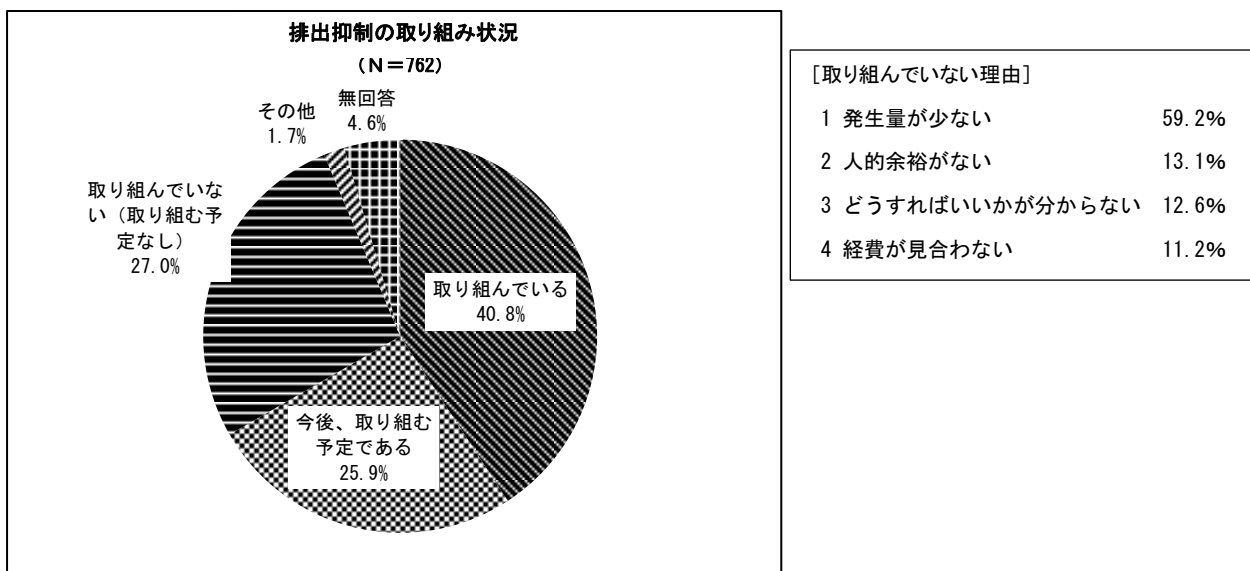
排出抑制への取り組み状況については、排出抑制に取り組んでおらず、かつ今後も取り組む予定もない排出事業者の割合が3割程度でした。その理由として、「発生量が少ない」が約6割を占めましたが、一方で「人的な余裕がない」や「どうすればよいのか分からない」という回答もありました。

また、排出量の削減に苦慮している面についての質問には、「排出量は企業の業績と比例するので、抑制が難しい」、「リサイクル等の事例について情報を得る機会がほしい」といった回答がありました。

排出抑制や再生利用の推進に向けての取り組みとして、分別排出が重要である旨の意見が多くあった一方で、鉱業汚泥など、現状では再生利用が困難な廃棄物の処理に苦慮している状況があります。

#### ◇ 排出事業者の産業廃棄物の排出抑制への取り組み状況

排出事業者へのアンケート調査項目のうち、産業廃棄物の排出抑制への取り組み状況については、「取り組んでいる」が40.8%と最も多くなっていますが、「取り組んでいない（今後取り組む予定なし）」との回答が27.0%ありました。



排出抑制やリサイクルへの取り組みについて、排出事業者の自由意見には、次のようなものがありました。

- ・ 排出量は企業の業績と比例するので、抑制が難しい。リサイクルを検討するも、技術的な課題が多い。
- ・ 製品の品質を優先すると廃棄物量が増える。
- ・ 砂利採取業から排出される汚泥について、再生利用が進まないため、研究、検討を進めたい。
- ・ リサイクル技術を開発しても、なかなか活用が図られない。
- ・ 現場で出る混合廃棄物について分別を徹底することによって再生利用できるものを増やし、最終処分量を減らしていきたい。
- ・ リサイクル等の事例について情報を得る機会がほしい。

## ② 処理業者

多くの処理業者が受け入れた産業廃棄物の再生事業を行っており、約半数の処理業者が概ね生産量と販売量のバランスが保たれていると回答しています。

しかしながら4割程度の処理業者が「ギャップがある」と回答しており、そのうち、生産量に見合う販売量がないと回答した処理業者の全てが、がれき類から再生したRC材<sup>※1</sup>をその品目として挙げています。

排出抑制や再生利用の推進に向けての取り組みとしては、行政に再生品の利用促進に向けた取り組みを求める意見や、排出事業者に対して適切な分別排出や適正なコスト負担を求める声などがありました。

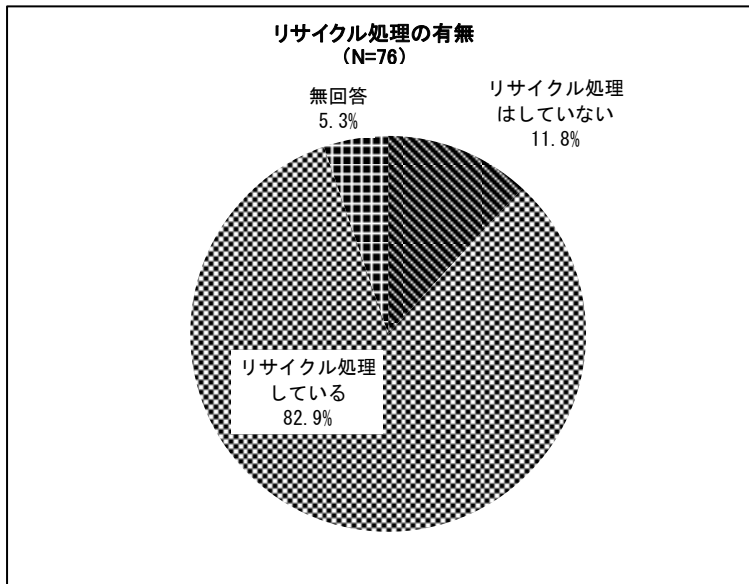
※1：RC材 ……コンクリートがら等を破碎処理した再生碎石（リサイクル・クラッシャー）

### ◇ 処理業者における再生処理の状況

処理業者のうち、82.9%の業者が受け入れている産業廃棄物を再生処理しています。

再生処理をしている再生品の種類で最も多いのは「RC材」で44.4%となっており、次いで、「木くずチップ」（23.8%）、肥料（14.3%）の順となっています。





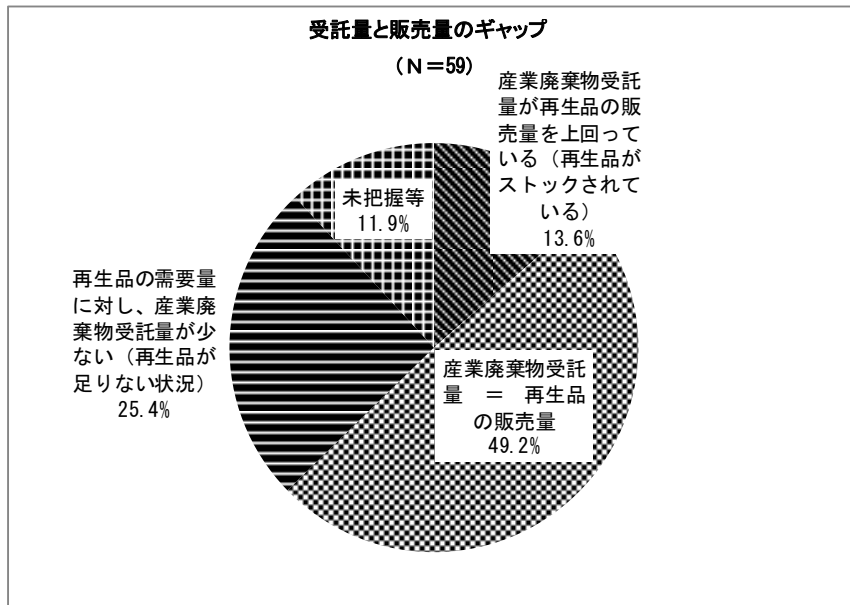
[再生品の種類]

RC材	44.4%
木くずチップ	23.8%
肥料	14.3%
改良土	3.2%
その他（金属、プラ原料等）	46.0%

◇ 産業廃棄物の再生品の販売状況

処理実績が大きい処理業者からのヒヤリング結果によれば、産業廃棄物の受託量と再生品の販売量とのギャップ（再生品が順調に売れているか）については、およそ半数の49.2%の処理業者において、バランスが取れていると回答していますが、25.4%の処理業者が「再生品の需要量に対し、産業廃棄物受託量が少ない（再生品が足りない）」と回答しています。

一方、「産業廃棄物受託量が再生品の販売量を上回っている（再生品がストックされている）」と回答のあった処理業者は13.6%で、その品目は全てRC材（がれき類）となっています。



◇ 処理業者の排出抑制、リサイクルへの取り組み状況

処理業者に対して、排出抑制やリサイクルの推進に向けての取り組みなどについて尋ねたところ、次のようなものがありました。

- ・ 排出事業者に対し、分別排出についてもっと理解していただきたい。
- ・ 捨てる方の意識を変えていくことが必要。廃棄物の処理にはお金がかかるという基本原則の理解を啓発してほしい。
- ・ RC材のような再生品の需要を喚起するためには、用途の拡大につながる規格づくりなど、行政の関与が必要だ。

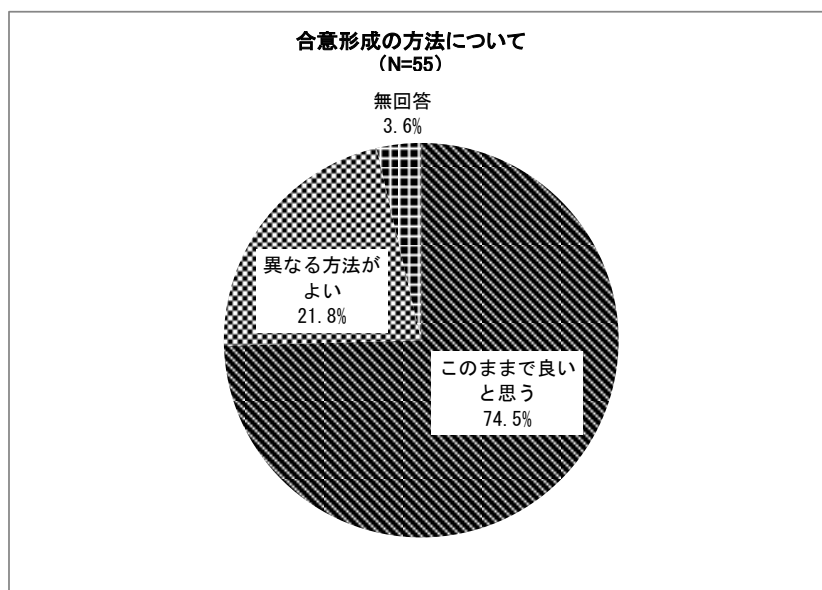
### ③ 地域住民

本県では処理業者が廃棄物処理施設を設置するにあたり、事前に周辺地域住民との合意形成を図る事前協議制度<sup>※3</sup>を実施しています。

廃棄物処理施設の周辺に居住する住民への同制度に対するアンケート調査の結果では、約75%が「このままでよいと思う」と回答しました。また「異なる方法がよい」と答えた人からは「住民に分かりやすく説明してほしい」、「説明を受けても分からないので、判断の助けとなるような客観的な評価が必要」など、制度の運用面での改善を求める意見がありました。

#### ◇ 地域との合意形成について

施設周辺住民へのアンケート調査項目のうち、県の事前協議制度に基づいた合意形成の方法について、どのように思うか尋ねたところ、「このままで良いと思う」が74.5%、「異なる方法がよい」が21.8%となっています。



「異なる方法がよい」と回答した方に、どのような手法がよいかを尋ねたところ、次のような回答がありました。

- ・ 施設が人体に害がないことを住民に分かりやすくきちんと説明してほしい。
- ・ どのようなものを扱うのかが分からなければ、設置の是非の判断ができないので、業務内容を丁寧に説明してほしい。
- ・ 周辺住民との合意形成の過程において、有識者の指導、助言も必要と考える。
- ・ 住民は説明を受けても分からないことがあるので、判断の助けとなるような、第三者による客観的な評価が必要。

※3：廃棄物処理施設の設置に関する事前協議制度について

県では、廃棄物処理施設を設置して廃棄物処理業を行おうとする者等に対し、法に基づく許可申請の前に「山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領」に基づいて事前協議を義務付けています。（平成6年10月施行）

この手続きでは、事業者は事業概要を記した計画書により、地域住民等へ説明するとともに、施設設置に係る生活環境への影響を調査、予測評価し、この結果等をもとに地域住民等と合意形成を図ることとしています。

県は地域での合意形成の状況等について市町村長の意見を聴取し、問題が無い場合は事前協議を終了し、事業者に許可申請手続きを指示します。

(2) 再生利用が困難な産業廃棄物の状況

産業廃棄物の最終処分量の削減を進めていくためには、再生利用の一層の促進が不可欠となりますが、アンケート調査の結果から、排出事業者や処理業者においては、再生利用を促進するため、分別・選別の徹底や再生品の活用促進の必要性等が認識されるとともに、鉱業汚泥など再生利用が困難な廃棄物（以下「再生利用困難物」という。）の扱いに苦慮している状況があります。

このうち、特に再生利用困難物に関しては、産業廃棄物適正処理検討会議に分科会を設置して、専門的・技術的な観点から対応策について検討を行いました。こうした産業廃棄物の再生利用が進まない現状について、次のとおり整理がなされました。

- ・ 産業廃棄物のうち、木くずやがれき類などは排出から再生品への加工、流通、利用という一連の流れが確立しているが、砂利洗浄汚泥や廃瓦などの再生利用困難物を再生利用するためには、用途に応じた素材としての性状の改良に専門的な知見や技術を要するなど、再生利用のハードルが高い。
- ・ 再生品を開発しても明確な需要が見込めない中、新たに再生利用に取り組もうとする事業者自体が少ない。
- ・ このような状況から、再生品の原材料として認知されず、再生品の用途や規格の提案等も出にくい状況となっている。

(3) 産業廃棄物適正処理における課題

アンケート調査結果や分科会での検討に基づく前述の産業廃棄物処理の現状を踏まえると、今後、本県における産業廃棄物処理について一層の適正化を図っていくためには、次に掲げる課題への対応策を検討し、実行していくことが必要になります。

① 産業廃棄物の排出段階での課題

- ・ 産業廃棄物の排出量は、企業の事業活動量により大きく影響を受けることを考慮する必要がある。
- ・ 排出抑制は、製造工程の見直しなどコストや技術的な問題もあり、企業利益に直接結びつかない面がある。

- ・ 排出事業者からは、再生利用の具体的な手法や先進事例などの情報を求める声がある。

## ② 産業廃棄物の分別・選別に関する課題

- ・ 分別排出を強力に促進していくためには、再生品の需要を確保し、再生利用の流れを作ることが必要である。
- ・ 処理業者間の価格競争等により、分別に必要なコストを処理料金に反映することが難しく、また分別の方法などについて排出事業者と処理業者との間で十分に共有されていない状況がある。
- ・ 最終処分量を減らしていくためには、混合廃棄物について分別を徹底することにより、再生利用できるものを増やしていくことが必要である。

## ③ 再生利用困難物など、産業廃棄物の再生利用における課題

- ・ 再生利用困難物については、再生技術をはじめ、その再生品の需要、市場での流通状況等に関する情報が少ない。
- ・ 再生品の明確な需要が見込めないことから、新たに再生利用に取り組もうとする排出事業者等が少ない。
- ・ 今後排出量の増加が想定される鉱業汚泥については、再生技術をより高めるなどして、利用先を確保する必要がある。
- ・ 再生利用困難物については、不適正処理を誘発する懸念があることから、安全性やコスト等を考慮した、市場に受け入れられる基準の設定等により、再生利用を進める必要がある。
- ・ RC材など、再生品の一部において生産量に見合う需要が確保できていない実態がある。

## ④ 適正な処理施設の充実のための住民理解に関する課題

- ・ 処理業者によって提供される情報や説明の内容に差があり、地域住民の処理施設に対する正確な理解が進まない場合がある。
- ・ 地域住民からは、施設が操業をした後、意見交換や環境モニタリングの実施を求める声がある。

## IV 産業廃棄物に関する施策の今後の方向性

### 1. 基本的な考え方

本県では、リサイクルが大きく進展するとともに、全国的な産業廃棄物最終処分場のひっ迫が緩和している状況等を踏まえ、当面、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を凍結していますが、前述したとおり、産業廃棄物を巡る状況に変化は認められないと考えられます。

このため、産業廃棄物最終処分場の整備については引き続き、当面、凍結することとし、県内及び全国的な産業廃棄物の排出等の動向を注視しつつ、県内における最終処分量の更なる削減に向け、排出抑制や再生利用など産業廃棄物の適正処理を一層強力に推進していくこととします。

なお、市町村が処理責任を有する一般廃棄物については、現在、平成30年中の操業開始に向けて、県内全市町村を対象とする最終処分場の整備が進められていますが、継続的かつ安定的な処理体制を確保するため、引き続き市町村の主体的な取り組みを促進します。

### 2. 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理の推進については、排出事業者や処理業者の主体的かつ率先した取り組みにより、前述した課題への対応を図ることが必要になります。

廃棄物処理施設の周辺地域の住民をはじめ、廃棄物処理に対する県民の理解と協力のもとに、産業廃棄物の処理責任を有する排出事業者と、処理を受託する処理業者が互いに活用し協力し合いながら、適正処理の確保に向けて果たすべき役割を率先して実行していくことが重要です。

このため、本県では、産業廃棄物処理業を快適な県民生活と活力ある県内経済を支える産業と捉え、その健全な発展を支援するとの基本的な考え方のもとに、次に掲げる4つの方向から施策を検討し、実行していくこととします。

#### (1) 排出事業者の意識改革と取り組みの促進

- ・ 産業廃棄物の適正処理の確保のため、先進的な取り組み事例を収集し、提供していくことなどにより、適正なコスト負担も含めた排出事業者の意識向上を図るとともに、主体的かつ率先した取り組みを促していきます。
- ・ 産業廃棄物の排出量は、景気動向などに左右されるため、こうした点を考慮した、排出事業者の取り組みを適正に評価する仕組みの導入を図っていきます。
- ・ 廃棄物の再生利用を促進するため、排出事業者と処理業者との間で用途に応じた分別・選別に関する情報の共有化を図ります。

[主な施策・事業]

- セミナー等を通じた、先進的な取り組み事例等の情報提供
- 排出抑制に向けた事業者の優れた取り組みの表彰など、インセンティブの付与
- 排出抑制・再生利用の取り組みを適切に評価できる指標の導入
- 個々の排出事業者の実情に応じた、排出抑制等の具体的なアドバイスの実施

## (2) 優良な処理業者の育成

- ・ 処理業者の資質向上の取り組みを支援し、優良な処理業者の育成を図ります。
- ・ 廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度<sup>※2</sup>を一層普及させるとともに、関係団体の意見を踏まえ、地域貢献等も含めた新たな評価手法の導入について検討します。
- ・ 排出事業者に対して、廃棄物処理に係るコンプライアンスの確保や再生利用の効果的な推進等のメリットをPRし、優良な処理業者の優先活用を促していきます。

[主な施策・事業]

- 処理業者の資質向上のための研修等の実施
- 廃棄物処理法に基づく優良な処理業者の認定の促進
- 処理業者に係る県独自の格付け制度の導入
- 排出事業者による優良な処理業者の活用の促進

※2：優良産廃処理業者認定制度・・・通常の許可基準に加え、処理実績や財務諸表等の公表、ISO14001等の認証などの基準に適合した産廃処理業者を、都道府県等が審査して認定する制度

## (3) 再生利用困難物などの再生利用の促進

- ・ 県内で発生する産業廃棄物の最終処分量の更なる削減を図るため、鉱業汚泥をはじめ、現状では再生利用が困難な廃棄物の再生利用を促進していきます。
- ・ 幅広い事業者に対して再生利用の先行事例等の情報提供を行うことで、排出事業者等の具体的な取り組みを喚起し、取り組もうとする排出事業者等に対して、再生事業の立案から利活用までを通じて幅広くサポートをしていきます。

- ・再生事業によって生産された再生品の利用が促進されるよう、県内事業者に対して再生品の情報提供を行い、その活用を図っていきます。
- ・再生利用を継続的に進めていくためには、一定量の廃棄物を確保する必要があることから、事業者間で廃棄物に係る情報を共有する仕組みについて検討していきます。

[主な施策・事業]

- 講習会やセミナー、ホームページ等を通じた、再生利用の動機付けになるような情報の提供
- 再生事業の事例や手続き、サポート情報を掲載した手引きの作成
- 再生利用に取り組もうとする事業者向けの相談窓口の設置
- 再生事業を技術的、経済的観点等から評価、助言するアドバイザーの派遣等
- 公共事業での利用など、再生品利用の促進

#### (4) 産業廃棄物処理業に対する県民理解の醸成

- ・産業廃棄物処理業を、県民生活や県内産業を支える重要な産業として健全に発展させていくため、廃棄物の適正処理はもとより、積極的な情報開示や地域貢献等に向けた処理業者の取り組みを促し、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図っていきます。
- ・処理業者の県民理解への取り組みを評価し、県民に情報提供するとともに、産業廃棄物処理施設の設置に関して、地域住民が正確かつ十分な情報に基づき評価できる仕組みの整備を進めていきます。

[主な施策・事業]

- 処理業者に係る県独自の格付け制度の導入（再掲）
- 産業廃棄物処理業の役割等の積極的なPR
- 処理業者による施設見学・地域貢献活動等の推進
- 施設設置に関する事前協議制度の運用改善

## V ビジョンの推進

産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の一層の推進を図り、適正処理を確保していくためには、排出事業者と処理業者が相互理解のもとに主体的かつ率先した取り組みを行っていただくことが重要であり、こうした取り組みを県をはじめとする行政がバックアップしていく必要があります。

また、県においても、産業廃棄物適正処理の確保に向けた施策を効果的に実施していくためには、廃棄物担当部局が中心となり、産業振興から公共事業など県庁内の幅広い部局や市町村等との連携・協力が不可欠です。

このため、本ビジョンの推進に当たっては、こうした関係者・関係機関と密接に連携し、県民の協力を得る中で、施策・事業の具体化を図り実行していくこととします。



## VI 資料

### ○山梨県産業廃棄物適正処理検討会議について

本検討会議は、学識者、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者、市町村、県民それぞれの分野からなる10名の委員」により、平成27年9月に設置され、平成27年10月から平成28年12月までの間に5回、会議が開催されました。

検討会議では、県が平成26年度に実施した産業廃棄物実態調査、平成27年度に実施した排出事業者、処理業者、産業廃棄物処理施設周辺に居住する県民に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、県内の産業廃棄物処理に係る課題を整理し、課題解決のための方策について検討してきました。

また、再生利用が困難な産業廃棄物の利用促進に関しては平成28年5月に分科会を設置し、専門的、技術的な観点から検討を行いました。

こうした検討を重ねた結果、平成28年12月19日、検討会議から県に対して、『産業廃棄物の適正処理を推進するための提言』が報告されました。

### <検討会議・分科会での検討経過>

#### 第1回検討会議（平成27年10月13日）

- ・山梨県の産業廃棄物処理の現状について
- ・産業廃棄物排出事業者・処理業者等へのアンケート調査の内容について

#### 第2回検討会議（平成27年12月24日）

- ・アンケート調査結果について
- ・アンケート調査結果から得られた産業廃棄物適正処理に係る課題について
- ・今後の検討の方向性について

#### 第3回検討会議（平成28年 3月24日）

- ・分科会の設置について
- ・提言に向けての検討項目について

#### 第1回分科会（平成28年5月19日）

- ・分科会での検討の進め方について
- ・現地視察（鉱業汚泥の防草材としての再生利用事例）

#### 第2回分科会（平成28年8月5日）

- ・再生利用困難物の建設資源としての利用事例の紹介
- ・再生利用困難物の再生利用の促進方策について

#### 第3回分科会（平成28年10月18日）

- ・再生利用困難物の利用事例について
- ・再生利用困難物の再生利用の促進方策について

#### 第4回検討会議（平成28年11月28日）

- ・分科会の検討結果について
- ・産業廃棄物の適正処理の確保に向けた提言（骨子）について

#### 第5回検討会議（平成28年12月19日）

- ・産業廃棄物の適正処理の確保に向けた提言について

## ○再生利用困難物の再生利用の促進方策の考え方

～産業廃棄物適正処理推進会議・分科会からの報告（抜粋）～

再生利用困難物の再生利用を推進するためには、排出事業者や処理業者、利用者など幅広い事業者に対して、再生利用の先行事例や技術情報等を発信し、具体的な取り組みを喚起するとともに、再生利用に取り組もうとする事業者に対し、安全性の確保についての助言、技術情報の提供、利用ニーズとのマッチング、用途に応じた規格の提案など、幅広いサポートが必要になる。

こうしたサポート等にあたっては、

- ① 再生利用に対する関心・意識を形成する段階
- ② 事業者が再生利用について具体的に検討する段階
- ③ 事業計画に基づき再生技術・再生品の開発を行う段階
- ④ 開発された再生品等をPRし利用促進を図る段階

といった取り組みの段階に応じた内容や形態により実施されることが必要である。

### ステップ1 再生利用に対する関心・意識を形成する段階

多くの事業者が再生利用の可能性や意義等について理解し、具体的な取り組みに対する関心や意欲を持つなど、再生利用の動機付けにつながるよう、全国的な再生利用の取り組み事例等の情報を幅広く提供する。

### ステップ2 事業者が再生利用について具体的に検討する段階

具体的な廃棄物を対象に再生利用への意欲・関心を有する事業者が行う再生利用事業計画の検討・立案に資するよう、安全性など廃棄物の観点からの留意事項をはじめ、当該廃棄物による再生利用の取り組み事例、必要となる再生技術や施工試験の方法、利用可能な支援制度等について助言を行う。

### ステップ3 事業計画に基づき再生技術・再生品の開発を行う段階

再生利用事業計画を定め、その計画に基づく事業者の取り組みに対して、専門的かつ技術的な観点から評価・助言を行うとともに、用途に応じた規格等についての助言を行うことにより、実際に活用可能な再生技術・再生品として精度の向上を図る。

### ステップ4 開発された再生品等をPRし利用促進を図る段階

開発された再生技術・再生品について、幅広く紹介し利用を呼びかけるとともに、公共事業部門における優先的な利用を検討するなど、幅広く当該再生品の利用促進を図り、継続的な再生利用事業としての展開を支援する。

○委員名簿

[山梨県産業廃棄物適正処理検討会議]

(五十音順) (敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
おたぎり あきら 小田切 昭	羽黒工業株式会社 代表取締役 (一社) 山梨県建設業協会推薦	
かねこ ひでひろ 金子 栄廣	国立大学法人山梨大学大学院 総合研究部教授	委員長
こやいづ つとむ 小柳津 勉	東京エレクトロン山梨株式会社 EHS推進部長 (一社) 山梨県機械電子工業会推薦	
さわぐち まさひこ 澤口 政彦	南アルプス市環境課長	
しむら まなぶ 志村 学	山梨県町村会長 富士川町長 山梨県町村会推薦	
たなべ あつし 田辺 篤	山梨県市長会長 (H28.6~) 甲州市長 山梨県市長会推薦	H28.6~
ないとう ひさよし 内藤 久芳	甲府市自治会連合会 理事	
なかむら よしくに 中村 吉邦	エルテックサービス株式会社 代表取締役 (一社) 山梨県産業廃棄物協会推薦	
ふじまき いっし 藤巻 一史	株式会社田丸 代表取締役 (一社) 山梨県産業廃棄物協会推薦	
もちづき せいき 望月 清賢	山梨県市長会長 (~H28.6) 山梨市長 山梨県市長会推薦	H27.9~ H28.6
やまだ まさと 山田 正人	国立研究開発法人国立環境研究所 福島支部 汚染廃棄物管理研究室長	

[山梨県産業廃棄物適正処理検討会議分科会]

(五十音順) (敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
うえはら たくみ 上原 匠	国立大学法人 名古屋工業大学大学院 准教授	専門委員
おたぎり あきら 小田切 昭	羽黒工業株式会社 代表取締役 (一社) 山梨県建設業協会推薦	検討会議委員
おちあい さとる 落合 知	国立研究開発法人 国立環境研究所資源循環・ 廃棄物研究センター 国際廃棄物管理技術研究室 特別研究員	専門委員
かねこ ひでひろ 金子 栄廣	国立大学法人山梨大学大学院 総合研究部教授	検討会議委員長 分科会座長
なかむら よしくに 中村 吉邦	エルテックサービス株式会社 代表取締役 (一社) 山梨県産業廃棄物協会推薦	検討会議委員